

## 平成 28 年度中山間地域等直接支払制度の実施状況

### 1. 制度の活用状況

#### (1) 本制度を活用した市町

- 第4期対策(H27～31)の2年目となる平成28年度は、10市町1,691haで取り組まれました。

(10市町…大津市、栗東市、甲賀市、湖南市、東近江市、愛荘町、多賀町、米原市、長浜市、高島市)

#### (2) 協定の内容

- 協定には集落協定と個別協定があり、平成28年度は149協定(H27は143協定)でした。
- 集落協定は10市町147協定(H27は10市町141協定)、参加農家数は3,566人(H27は3,280人)で、協定数は6つ増えました。協定数の増加に伴い、参加農家数も増えました。
- 個別協定は2市2協定(H27は2市2協定)でした。

#### (3) 協定農用地の総面積

- 制度に取りくむ10市町における対象面積2,373ha(H27は2,358ha)の約71%にあたる1,691haで協定が締結されました(H27は1,615ha、約68%)。
- 平成28年度から取り組みを始めた集落が6つあり、協定締結面積が76ha増加しました。

#### (4) 対象行為と選択的必須要件の取り組み

- 149協定のうち、通常単価(※1)で取り組んだ協定は122協定(H27は117協定)、基礎単価(※2)で取り組んだ協定は27協定(H27は26協定)でした。

※1 通常単価・・・耕作放棄の発生防止活動等の農業生産活動等を継続するための活動に加えて、地域の実情に即した体制整備のための前向きな活動(機械・農作業の共同化や、多様な担い手の確保など)に取り組んだ場合に交付される単価

※2 基礎単価・・・耕作放棄の発生防止活動等の農業生産活動等を継続するための活動のみに取り組んだ場合に交付される単価で、通常単価の8割の額

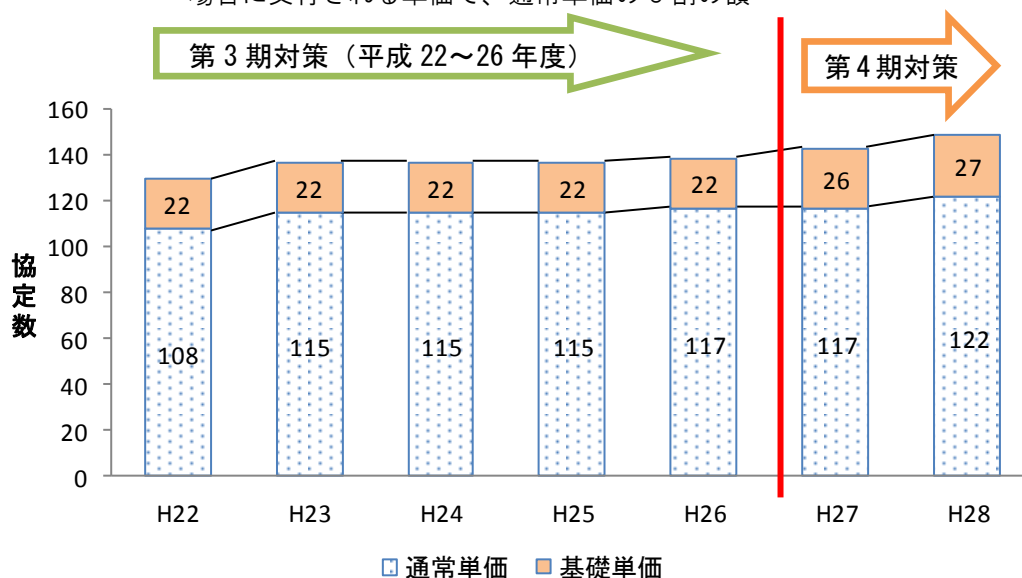


図1 協定数の推移

表1 平成28年度の対象面積と協定面積、集落協定参加農家数等

市町名	対象面積 (ha)	協定面積 (ha)	協定数 <sup>1)</sup>		基礎単価		集落協定参加農家数 <sup>2)</sup> (人)
					通常(10割)	基礎(8割)	
大津市	(600)	(448)	(23)		(17)	(6)	(1,127)
	593	454	24		18	6	1,152
栗東市	(51)	(37)	(5)		(5)	-	(83)
	52	39	6		6	-	90
甲賀市	(673)	(424)	(52)		(47)	(5)	(722)
	688	435	53		48	5	899
湖南市	(7)	(7)	(1)	([1])	(1)	([1])	-
	7	7	1	[1]	1	[1]	-
東近江市	(127)	(124)	(12)		(11)	(1)	(351)
	127	124	12		11	1	351
愛荘町	(47)	(47)	(3)		-	(3)	(67)
	47	47	3		-	3	67
多賀町	(31)	(14)	(2)		(2)	(0)	(29)
	31	25	3		2	1	67
米原市	(265)	(201)	(13)		(12)	(1)	(290)
	265	204	13		12	1	289
長浜市	(312)	(190)	(21)		(20)	(1)	(472)
	318	233	23		22	1	512
高島市	(245)	(124)	(11)	([1])	(2)	(9)	(139)
	245	124	11	[1]	2	9	139
滋賀県計 <sup>3)</sup>	(2,358)	(1,615)	(143)	([2])	(117)	([1])	(3,280)
	2,373	1,691	149	[2]	122	[1]	3,566

注1) 湖南市、高島市の協定数欄の[ ]は個別協定数で内数

注2) 個別協定は人数に含めず

注3) 各項目の上段の( )は平成27年度の数値。滋賀県計の不整合は、各項の四捨五入によるもの(以下、同様)。

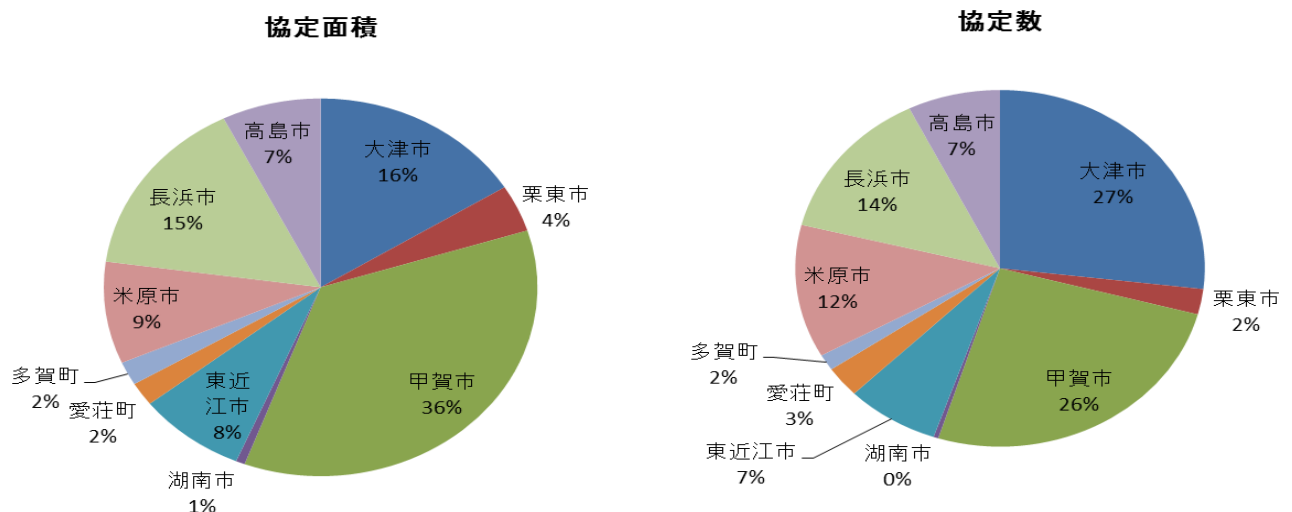


図2 各市町の協定面積、協定数割合

## 2. 協定農用地の面積、地域区分、地目

- ・ 協定農用地の総面積 1,691ha のうち、法指定地域の総面積は 771ha(H27 は 740ha)、特認地域の総面積は 921ha(H27 は 875ha)でした。
- ・ 地目別では、田が 1,643ha(97%)、畑が 48ha(3%)でした。

表 2 平成 28 年度における地目別・地域別の協定面積

市町名	協定面積 (ha)			うち、法指定地域 <sup>4)</sup>			うち、特認地域 <sup>5)</sup>		
		田	畑		田	畑		田	畑
大津市	454	454		56	56		398	398	
栗東市	39	39					39	39	
甲賀市	435	387	48	217	168	48	218	218	
湖南市	7	7					7	7	
東近江市	124	124		64	64		60	60	
愛荘町	47	47					47	47	
多賀町	25	25		25	25				
米原市	204	204		204	204				
長浜市	233	233		155	155		78	78	
高島市	124	124		50	50		73	73	
滋賀県計 <sup>3)</sup>	(1,615)	(1,567)	(48)	(740)	(692)	(48)	(875)	(875)	
	1,691	1,643	48	771	723	48	921	921	

注 4) 法指定地域とは、「特定農山村法」「山村振興法」等に指定された地域

注 5) 特認地域とは、県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域

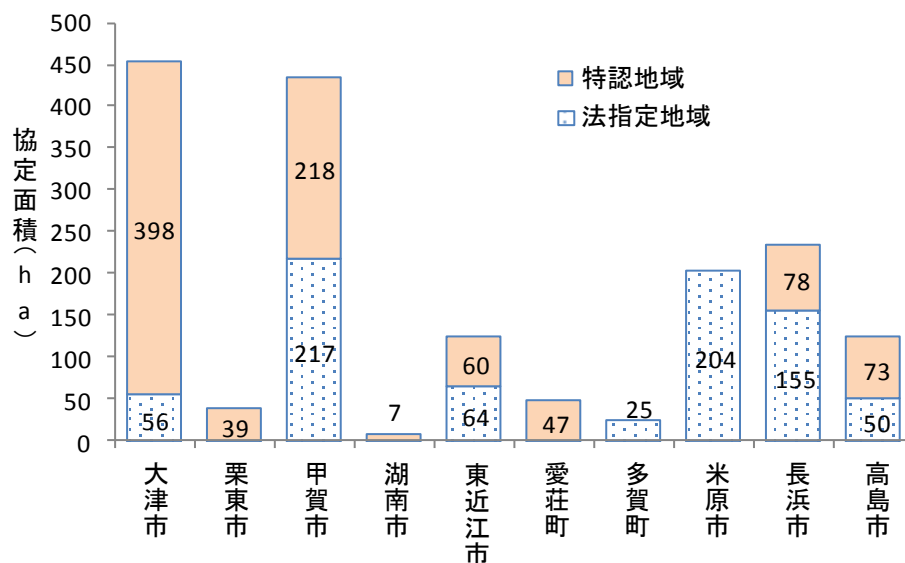


図 3 各市町の協定面積

### 3. 交付金額・使途状況

#### (1) 交付金額

総交付金額は258,689千円で、協定数および協定面積の増加により前年度から7,248千円の増額となりました。

#### (2) 交付金の使途

- ・ 交付金のうち、62%が共同取組活動（農道・水路管理費や農地管理費、鳥獣被害防止対策費等）に充てられ、38%が個人に配分（※3）されました。前年度と比較し、個人配分の比率が高まりました。
- ・ 共同取組活動の使途では、「道・水路管理費」（30%）、「積立等」（22%）が多く、全体の1/2を占めました。
- ・ 「積立等」の内訳では、「機械」「道・水路、農地整備」で約77%を占めました。
- ・ 交付金のすべてを共同活動に充てたのは40協定（H27は55）と、個人配分を行った集落が増えました。

※3 個人配分・・・農地の地形等の農業生産条件の不利を補正する支援を行うため、個人による農業生産活動に係る支出に対し補填する経費。概ね1/2以上を個人配分に充てることを原則としているが、交付金の配分や使途は協定参加者の話し合いにより決めることができる。

表3 交付金額の使途

市町名	交付額（千円）	割合（%）			
		共同活動	個人配分	共同	個人
大津市	91,877	49,630	42,247	54%	46%
栗東市	8,365	1,449	6,917	17%	83%
甲賀市	50,458	31,682	18,777	63%	37%
湖南市	1,366	-	1,366	-	100%
東近江市	25,775	21,591	4,183	84%	16%
愛荘町	3,359	3,359	-	100%	-
多賀町	1,805	992	813	55%	45%
米原市	30,896	17,828	13,068	58%	42%
長浜市	27,264	22,448	4,815	82%	18%
高島市	17,524	11,827	5,698	67%	33%
滋賀県計	(251,441) 258,689	(164,018) 160,806	(87,423) 97,884	(65%) 62%	(35%) 38%

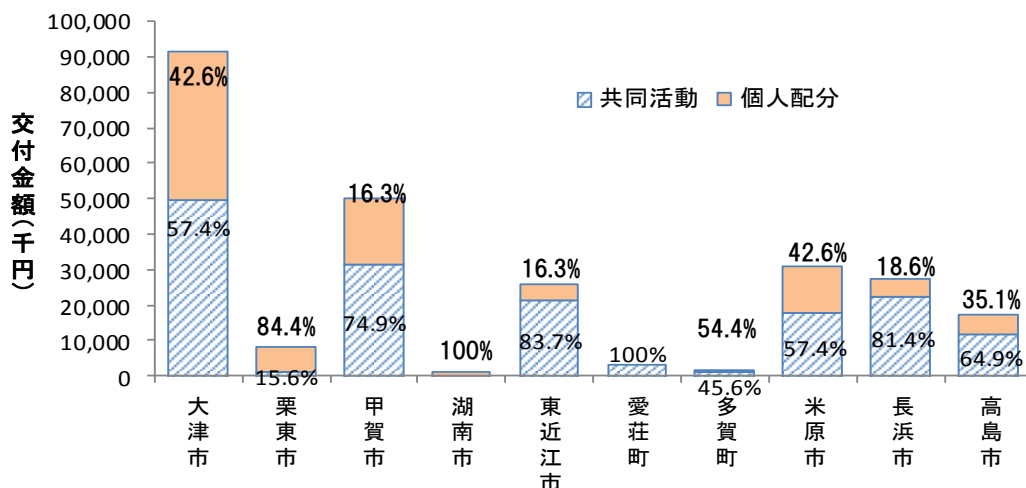


図4 各市町における交付金の使途

表4 共同取組活動費の使途

(単位：千円)

市町名	共同取組活動費	使途												
		役員報酬	研修会等費	道・水路管理費	農地管理費	鳥獣被害防止対策費	共同利用機械購入等費	共同利用施設整備等費	多面的機能増進活動費	土地利用調整関係費	農産物等の販売促進関係費	都市住民との交流促進関係費	その他	積立等
大津市	55,594	2,795	592	20,153	7,857	8,600	4,367	590	1,813	-	80	248	2,621	5,878
栗東市	1,449	230	58	350	-	-	-	-	-	-	100	-	-	710
甲賀市	37,287	1,220	595	14,658	9,338	896	200	-	160	900	-	-	3,713	5,606
東近江市	21,591	683	-	8,543	4,321	1,829	-	512	-	-	-	-	1,000	4,703
愛荘町	4,252	-	-	-	-	2,465	-	-	-	-	-	-	-	1,787
多賀町	992	260	-	50	-	412	-	-	-	-	-	-	150	120
米原市	17,828	1,330	-	3,777	1,447	1,972	2,100	800	-	50	-	100	161	6,091
長浜市	22,448	975	-	2,882	1,471	5,095	3,607	-	235	-	31	-	286	7,866
高島市	14,331	547	35	1,531	2,897	1,477	1,400	1,000	-	-	-	237	121	5,087
滋賀県計	(166,106) 175,774	(7,944) 8,040	(1,562) 1,281	(45,205) 51,945	(22,244) 27,332	(17,322) 22,746	(11,091) 11,674	(3,007) 2,901	(2,051) 2,208	(950) 950	(226) 211	(617) 585	(7,543) 8,052	(46,344) 37,848
(共同活動費に占める割合)		(5%) 5%	(1%) 1%	(27%) 30%	(13%) 16%	(10%) 13%	(7%) 7%	(2%) 2%	(1%) 1%	(1%) 1%	(0%) 0%	(0%) 0%	(5%) 5%	(28%) 22%

注) 共同活動費の合計額は前年度からの積立額等含む

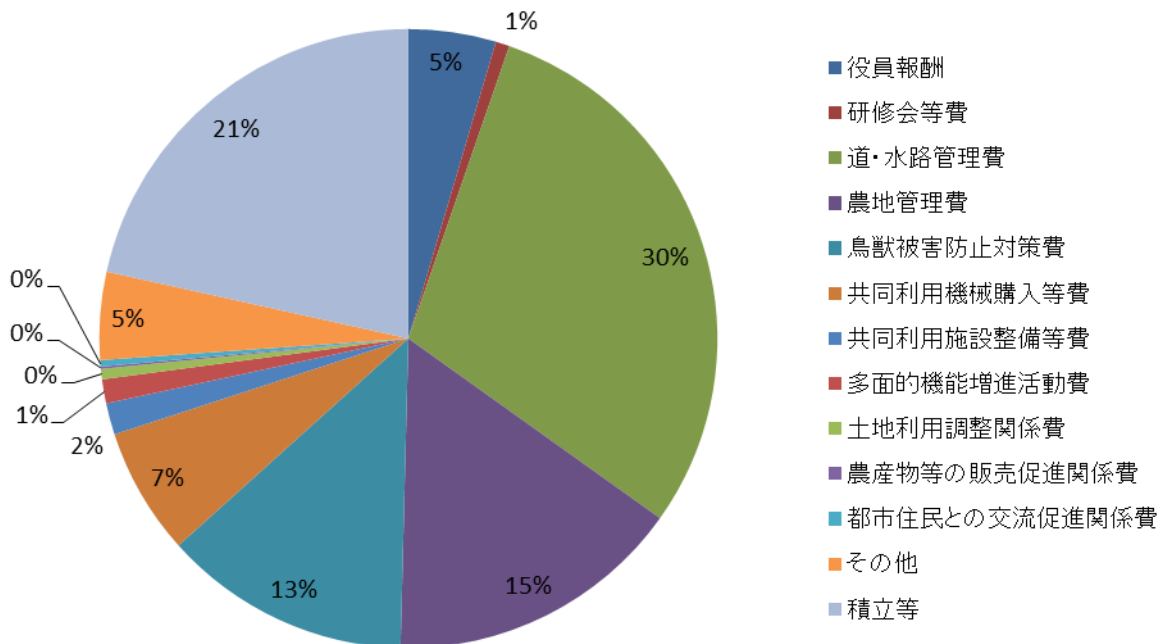


図5 共同取組活動費の使途内訳

#### 4. 集落協定における体制整備に向けた取り組み状況

- ・ 集落協定 147 のうち、121 協定(82%)が体制整備のための前向きな活動（※4）に取り組まれました。
- ・ 体制整備のための前向きな活動に取り組んだ 121 協定のうち、119 協定がC要件の取組でした。

※4：体制整備のための前向きな活動は以下のとおり。3要件から1つを選択することになっている。

- ・ 農業生産性の向上(A要件)：機械・農作業の共同化、担い手への農地集積等
- ・ 女性若者等の参画を得た取組(B要件)：新規就農者の確保や農産物等の加工販売等
- ・ 団体的かつ持続可能な体制整備(C要件)：協定参加者が活動等に継続が困難となった場合に備え、農地を引受けて管理する者を協定で定める

表5 体制整備に向けた取り組み状況

市町名	集落協定数	うち、通常単価(10割)取組協定数	要件		
			A要件	B要件	C要件
大津市	24	18	-	1	17
栗東市	6	6	-	1	5
甲賀市	53	48	-	-	48
東近江市	12	11	-	-	11
愛荘町	3	-	-	-	-
多賀町	3	2	-	-	2
米原市	13	12	-	-	12
長浜市	23	22	-	-	22
高島市	10	2	-	-	2
滋賀県計	147	121	-	2	119

注) 個別協定2(湖南市1、高島市1)は含めず。

## 5. 個別協定の取り組み状況

個別協定の取り組みは、2でした。

表6 個別協定の状況

協定締結者	農業生産法人	認定農業者
交付単価	通常（10割）	基礎（8割）
協定締結面積（ha）	6.5	8.4
うち、利用権設定等	6.5	8.1
うち、自作地面積	-	0.3
取り組み	・農業生産活動を5年間以上継続	・農業生産活動を5年間以上継続 ・耕作放棄の防止活動（賃借権設定・農作業の委託、農地の法面管理、柵、ネット等の設置） ・水路、農道等の管理 ・周辺林地の下草刈り

注) 個別協定の場合、協定農用地に自作地を含めると、農業生産活動を5年以上継続する以外に、多面的な機能を発揮させる取組等が必要となる。

## 6. 加算措置の取り組み状況

- ・ 県内における加算措置の取り組みは、超急傾斜農地保全管理加算のみであり、平成28年度は、9協定、463,608㎡で取り組み、2,782千円の加算を受けられました。
- ・ 前年度より、協定数で1、面積で23,647㎡増加しました。

表7 加算措置の取り組み状況

加算措置の内容	協定数	面積（㎡）	加算金額（円）	該当市町名
集落連携・機能維持加算	-	-	-	
集落協定の広域化支援 <sup>1)</sup>	-	-	-	
小規模・高齢化集落支援 <sup>2)</sup>	-	-	-	
超急傾斜農地保全管理支援 <sup>3)</sup>	(8)	(439,961)	(2,639,766)	(大津市2、栗東市1、甲賀市1、米原市3、高島市1)
	9	463,608	2,781,648	大津市3、栗東市1、甲賀市1、米原市3、高島市1

注1) 集落協定の広域化加算：複数集落(2集落以上)が連携して広域の協定を締結し、新たな人材を確保して、農業生産活動等を維持するための体制づくりを行う場合、協定農用地全体に加算（3,000円/10a）

注2) 小規模・高齢化集落支援：取り組み集落が、小規模・高齢化集落の農用地を取り込んで農業生産活動を行う場合、新たに取り込んだ農用地面積に加算（田：4,500円/10a、畑：1,800円/10a）

注3) 超急傾斜農地保全管理支援：超急傾斜地（田：1/10以上、畑：20°以上）の農用地の保全や有効活用に取り組む場合、該当の農用地面積に加算（6,000円/10a）

## 7. 集落戦略(※5)の作成状況

- ・ 集落協定 147 のうち、集落戦略を作成したのは、10 協定でした。
- ・ いずれも、協定面積 15ha 以上を有する協定で集落戦略が作成され、うち 1 協定では、協定面積が増加しました。

※5：集落戦略とは、地域の将来や地域の農地の将来像について話し合い、それをとりまとめたもの。  
平成 29 年度末までに集落戦略を作成した場合、合計 15ha 以上の集落協定等において、農地が耕作放棄されたときなどの交付金の返還が全ての協定農地から耕作放棄された農地のみ緩和された。

表 8 集落戦略の作成状況

市町	集落協定数		集落戦略作成済協定数
		うち、15ha 以上の協定	
大津市	24	11	3
栗東市	6	0	0
甲賀市	53	6	0
東近江市	12	2	0
愛荘町	3	2	0
多賀町	3	0	0
米原市	13	7	6
長浜市	23	3	1
高島市	10	3	0
計	147	34	10

注) 個別協定含めず

(平成 29 年 3 月末時点)